

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年五月十九日法律第四十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条中道路運送車両法第十一条及び第二十八条の三の改正規定、同法第六十一条第二項第二号の改正規定（「及び二輪の小型自動車」を加える部分に限る。）及び同法第一百五條の二の改正規定並びに附則第十一条及び第十五條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 （略）